

独立行政法人国立病院機構長良医療センター
面会規程

(目 的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構長良医療センター（以下、当センター）の入院患者への面会について必要な事項を定め、院内の安全確保、感染拡大防止対策、防犯対策に配慮し、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

(面会の運用について)

第2条 当センターにおける入院患者の面会は独立行政法人国立病院機構長良センター面会基準にて行うこととする。

(面会における留意事項について)

第3条 入院患者と面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他の患者に迷惑をかけないように努めること。
- 二 当センターが定める面会方法、面会時間、面会場所等を遵守すること。
- 三 当センター敷地内で飲酒、喫煙など、院内で禁止されている行為を行わないこと。
- 四 その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

2 前項各号に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止することができる。

(主治医判断による面会の制限について)

第4条 患者の主治医が当該患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

附 則

この規程は、令和8年6月1日より施行する。

独立行政法人国立病院機構長良医療センター
面会基準

独立行政法人国立病院機構長良センターの各病棟の入院中患者における面会について、次のとおり定める。

1. 一般病棟（中央2階、4階、5階、7階）

1) 面会可能時間帯	月～金 13:00～20:00 土・日・祝日 11:00～20:00 上記時間以外での面会の際は、各病棟へ問い合わせ
2) 事前連絡	不要
3) 時間制限	なし
4) 人数制限	なし
5) 回数制限	なし
6) 面会制限	感染症を示唆する症状（発熱、咳嗽、咽頭痛、腹痛、下痢など）がある場合、症状がなくても感染している恐れがある場合
7) 感染予防策	入室・退室時に手指衛生を実施していただく。 マスクの着用について、入院患者と面会する場合はマスクを着用。面会以外の場所では、症状がある場合はマスク着用、症状がない場合は個人の判断 症状とは発熱、のどの痛み、咳、痰などの風邪症状 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の流行時期には、常時マスクの着用をお願いすることがあります。
8) 場所	面会患者のベッドサイド及び食堂・デイルーム

2. A病棟

1) 面会可能時間帯	全日 10:30～18:00（18:30退室）
2) 事前連絡	必要（受付時間：8:30～17:00）
3) 時間制限	概ね1時間程度
4) 人数制限	なし
5) 回数制限	なし
6) 面会制限	感染症を示唆する症状（発熱、咳嗽、咽頭痛、腹痛、下痢など）がある場合、症状がなくても感染している恐れがある場合
7) 感染予防策	入室・退室時に手指衛生を実施していただく。 マスクの着用必須
8) 場所	面会患者のベッドサイド及び食堂・デイルーム

<全病棟共通事項>

面会の際は、面会証を着用して下さい。

生花類（ドライフラワーを含む）の持ち込みは禁止です（アレルギーや感染の原因になるため）。

感染対策の一環として面会制限を実施する場合があります。

この基準は令和8年6月1日から実施する。